

長崎市上下水道局規程第 2 2 号

長崎市上下水道局企業職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 7 日

長崎市上下水道事業管理者 片 江 伸一郎

長崎市上下水道局企業職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程

長崎市上下水道局企業職員の時差勤務に関する規程（平成 2 1 年長崎市上下水道局規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(<u>その他</u>) 第 4 条 <u>前 3 条に定めるもののほか、時差勤務に関し必要な事項は、長崎市職員の時差勤務に関する規程（平成 2 1 年 4 月 3 0 日長崎市訓令第 1 3 号）の例</u>による。 [削る] [削る]	(<u>勤務時間等</u>) 第 4 条 <u>時差勤務における勤務時間及び休憩時間は別表に定めるところ</u>による。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、所属長は、別表に規定する休憩時間を臨時に変更することができる。</u> <u>(時差勤務の命令手続等)</u> <u>第 5 条 所属長は、公務の運営上の事情により勤務時間を割り振る</u>

〔削る〕

場合は、原則として、1週間前までに時差勤務命令簿兼変更（取消）命令簿（第1号様式）により、職員に命令しなければならない。ただし、業務の都合等により、特別な事由があると認められるときは、この限りではない。

2 所属長は、多様な働き方の推進により勤務時間（別表左欄に掲げるCからGまでの勤務時間に限る。）を割り振る場合は、原則として、1週間前までに職員の申告に基づき時差勤務申告・割振り簿兼変更（取消）申告・割振り簿（第2号様式）により、割り振るものとする。この場合において、公務の運営に支障があると認めるときは、当該職員の申告と別の区分に割り振ることができるものとする。

（割振りの変更等）

第6条 所属長は、前条の規定により勤務時間の割振りを職員に命令した日から当該勤務日の前日までの間に、当該割振りを変更し、又は取り消すべき特別な事由が生じたときは、当該職員の同意を得て、時差勤務命令簿兼変更（取消）命令簿又は時差勤務申告・割振り簿兼変更（取消）申告・割振り簿により、その割振りを変更し、又は取り消すことができる。

（委任）

〔削る〕

〔削る〕

第7条 この規程に定めるもののほか、時差勤務に関し必要な事項は管理者が別に定める。

別表（第4条関係）

<u>区分</u>	<u>勤務時間</u>	<u>休憩時間</u>
<u>A</u>	<u>午前6時から午後2時45分まで</u>	<u>午前10時から午前11時まで</u>
<u>B</u>	<u>午前6時45分から午後3時30分まで</u>	<u>午前11時から正午まで</u>
<u>C</u>	<u>午前7時15分から午後4時まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>D</u>	<u>午前7時45分から午後4時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>E</u>	<u>午前8時15分から午後5時まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>F</u>	<u>午前9時15分から午後6時まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>G</u>	<u>午前9時45分から午後6時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>H</u>	<u>午前10時15分から午後</u>	<u>午後1時から午後2時まで</u>

	<u>7時まで</u>	
<u>I</u>	<u>午前10時45分から午後7時30分まで</u>	<u>午後1時から午後2時まで</u>
<u>J</u>	<u>午前11時15分から午後8時まで</u>	<u>午後1時30分から午後2時30分まで</u>
<u>K</u>	<u>午前11時45分から午後8時30分まで</u>	<u>午後2時から午後3時まで</u>
<u>L</u>	<u>午後0時15分から午後9時まで</u>	<u>午後5時から午後6時まで</u>
<u>M</u>	<u>午後0時45分から午後9時30分まで</u>	<u>午後5時30分から午後6時30分まで</u>
<u>区分</u>	<u>勤務時間</u>	<u>休憩時間</u>
<u>A</u>	<u>午前6時から午後2時45分まで</u>	<u>午前10時から午前11時まで</u>
<u>B</u>	<u>午前6時45分から午後3時30分まで</u>	<u>午前11時から正午まで</u>
<u>C</u>	<u>午前7時15分から午後4時まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>D</u>	<u>午前7時45分から午後4時まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>

	<u>時 3 0 分まで</u>	
<u>E</u>	<u>午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>
<u>F</u>	<u>午前 9 時 1 5 分から午後 6 時まで</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>
<u>G</u>	<u>午前 9 時 4 5 分から午後 6 時 3 0 分まで</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>
<u>H</u>	<u>午前 1 0 時 1 5 分から午後 7 時まで</u>	<u>午後 1 時から午後 2 時まで</u>
<u>I</u>	<u>午前 1 0 時 4 5 分から午後 7 時 3 0 分まで</u>	<u>午後 1 時から午後 2 時まで</u>
<u>J</u>	<u>午前 1 1 時 1 5 分から午後 8 時まで</u>	<u>午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで</u>
<u>K</u>	<u>午前 1 1 時 4 5 分から午後 8 時 3 0 分まで</u>	<u>午後 2 時から午後 3 時まで</u>
<u>L</u>	<u>午後 0 時 1 5 分から午後 9 時まで</u>	<u>午後 5 時から午後 6 時まで</u>
<u>M</u>	<u>午後 0 時 4 5 分から午後 9 時 3 0 分まで</u>	<u>午後 5 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで</u>

〔削る〕	<u>第 1 号様式（第 5 条関係）</u>
	〔略〕
〔削る〕	<u>第 2 号様式（第 5 条関係）</u>
	〔略〕

附 則

この規程は、公布の日から施行し、施行日以後に時差勤務のため勤務時間を割り振られるものから適用する。